令和2年第5回津南町議会臨時会会議録 (11月30日)

招集告示年月日 令和				和2年11月24日				#	召集場	集場所			南	議場		
開 令和 2	午前 10 時 00 分				>	閉 会 令和2年1			1月30日午前10時26分							
	議席番	議員名			応招	留等の別	静	議席番号		議員名			応招等の別			
応不 出欠 地第規説出の(おれん 席の 自1にのし・席 自2にのし・席 お条よたた氏者	1 番	滝沢元一郎			拉	• 出		8番			山	道	明	応・出		
	2 番	小	木皀	身 茂	子	抡	• 出		9番		恩	田		稔	応・出	
	3 番	久保田 等			拉	• 出		10番			原	洋	子	応・出		
	4 番	関	谷		男	龙	• 出		11番		津	端	眞	_	応・出	
	5 番	桑	原	義	信	抡	• 出		12番		掉	津		進	応・出	
	6 番	筒	井	秀	樹	抡	• 出		13番		風	巻	光	明	応・出	
	7 番	石田タマヱ			応・出			14番		扣	野		徹	応・出		
	職	氏 名			出席者		J	職名		氏 名				出席者		
	町	長	桑	原		悠		0	税	務町民課	長					
	副町	長	根	津	和	博		0	農	林振興課	長					
	教育	長							観光	地域づくり記	果長					
○卸)	農業委員							建	設 課	長						
	監査委						教育	教育委員会教育次長								
	総務調	村 山 詳 吾			0		会	会計管理者								
	福祉保健	鈴 木 正 人			0		病	病院事務長								
職務のため出席した者の職・日			名	宮 議会事務局			号長 野		矛﨑	商 健 詞		長会事務局班長 オ			5田剛士	
会議録署名議員			番	関谷				一男		9番			恩田 稔			

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第65号 令和2年度津南町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第4 | 議案第66号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第5 議案第67号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第68号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第7 発議案第12号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の提出について

議長の開議宣告

議長(吉野 徹)

ただいまから令和2年第5回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

一 (午前 10 時 00 分) —

議事日程の報告

議長(吉野 徹)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(吉野 徹)

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、4番、関谷一男議員、 9番、恩田稔議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長(吉野 徹)

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 一(異議なしの声あり。) 一

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第65号 令和2年度津南町一般会計補正予算(第9号)

議長(吉野 徹)

議案第65号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(桑原 悠)

議案第65号について御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で普通交付税の増。歳出でニュー・グリーンピア津南運営支援基 金積立金の増。

福祉保健課関係では、歳入で新型コロナウイルス感染症検査助成事業補助金の増。歳出 で新型コロナウイルス感染症検査委託料の増でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長(村山詳吾)、福祉保健課長(鈴木正人)

一(以下、資料に沿って細部の説明を行う。) 一

議長(吉野 徹)

これより質疑を行います。

1番、滝沢元一郎議員。

(1番) 滝沢元一郎

新規入所者ということなのですけれども、このことについては、施設が限定されている のでしょうか。グループホームとか、そういったものはどうなるのでしょうか。お尋ねい たします。

議長(吉野 徹)

福祉保健課長。

福祉保健課長(鈴木正人)

今現在、予定させていただいておりますのが特別養護老人ホーム、認知症介護対応型の 共同生活介護ということで、いわゆるグループホームです。それから、地域密着の施設、軽 費老人ホームということで、基本的に町内の入所系の施設は、網羅されているかと思って おります。

議長(吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

- (質疑者なし) -

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

- (討論者なし) -

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第65号について採決いたします。

議案第65号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 - (全員起立) -

全員賛成です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第66号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5

議案第 67 号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例の制定について

議長(吉野 徹)

議案第66号及び議案第67号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

議案第66号及び議案第67号を一括して御説明申し上げます。

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の職員の期末手当の改定について、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長(吉野 徹)

総務課長。

総務課長(村山詳吾)

― (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) ―

議長(吉野 徹)

これより一括して質疑を行います。

10番、桒原洋子議員。

(10番) 桒原洋子

会計年度任用職員の今回の人事院勧告ですが、4月から会計年度任用制度になったわけですけれども、臨時職員と言われていた職種のかたがた、それから、フルタイム、パートのかたも含めて、全て会計年度任用職員ということでこれが対象になるということですよね。

議長(吉野 徹)

総務課長。

総務課長(村山詳吾)

こちらの会計年度任用職員につきましては、フルタイム・パートタイムとも全て対象となってございます。

議長(吉野 徹)

10番、桒原洋子議員。

(10番) 桒原洋子

一般職もそうなのですけれども、会計年度任用職員に関しては、細かい給料表はまだ見ていないのですけれども、非常に低いといいますか、一般職員もそうなのですけれども、やっぱり会計年度任用職員に関しては、本当に低い給料表になっているかと思います。 4 月から始まったばかりですので、今回の人事院勧告をそのまま受けて、こういう低賃金の皆さんに値する条例改正をするのはどうかなと思うのです。本当に何人くらいいらっしゃるのかも後でまた調べていただきたいのですが、一般職の給料表を準用するということなのですよね。今、会計年度任用職員のいちばん低い給料表の職員は、大体額にしてどのくらいですか。

議長(吉野 徹)

総務課長。

総務課長(村山詳吾)

まず、前提のお話をさせていただきたいと思います。今回の会計年度任用職員の条例改正につきましては、一般職の準用を受けているもので、一般職の数字が変わる関係で会計年度任用職員の条例の附則を変更してございます。一般職は 100 分の 130 という数字を使っているのですけれども、会計年度任用職員に関しては 100 分の 100 という数字で、そちらの支給基準は、今回下げずに 100 分の 100 のまま支給させていただいておりますので、今回の人事院勧告等による影響は、会計年度任用職員においてはございません。

それから、現在、手元に資料はないのですけれども、会計年度任用職員の給与につきましては、条例をまた後ほど御確認いただければと思いますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

議長(吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

- (質疑者なし) -

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第66号について討論を行います。

一(討論者なし)一

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第66号について採決いたします。

議案第66号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

一(起立11名、非起立2名)一

賛成多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長(吉野 徹)

議案第67号について討論を行います。

- (討論者なし) -

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第67号について採決いたします。

議案第67号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

一(起立11名、非起立2名)一

賛成多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第68号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(吉野 徹)

議案第68号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(桑原 悠)

先日、津南町特別職報酬等審議会が開催され、審議会より特別職の期末手当の支給月額 について、0.05月引き下げることが適当との答申をいただきましたので、これを受けて所 要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長(村山詳吾)

一(以下、資料に沿って細部の説明を行う。) 一

議長(吉野 徹)

これより質疑を行います。

- (質疑者なし) -

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

- (討論者なし) -

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第68号について採決いたします。

議案第68号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 - (全員起立) -

全員賛成です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

発議案第 12 号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の提出について

議長(吉野 徹)

発議案第12号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。 議会運営委員長。

議会運営委員長(草津 進)

先般、開かれました津南町特別職報酬等審議会より、津南町議会議員の期末手当の支給 月数において 0.05 月引き下げることが適当との答申をいただきました。これを受けて、津 南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、所要の改正を行うもの であります。

議員の期末手当の支給月数について、今年度 12 月支給分を 0.05 月引き下げる措置、来年度は、引下げにより支給月数が合計 3.2 月となるものを 6 月・12 月ともに支給月数をそれぞれ 1.6 月とし、平準化するものであります。

なお、議会運営委員会、全員協議会でも検討をいただきました。 説明は以上であります。

議長(吉野 徹)

これより質疑を行います。 - (質疑者なし)-

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第12号について採決いたします。

発議案第 12 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) — 全員賛成です。よって、発議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長(吉野 徹)

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。 これにて、令和2年第5回津南町議会臨時会を閉会いたします。

一(午前10時26分)—